

各 位

会社名 日清医療食品株式会社  
代表者名 代表取締役社長 村田 清和  
(JASDAQ・コード4315)  
問合せ先 常務取締役総務本部長  
織田 和彦  
TEL 03-3287-3611

## 定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月24日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第34回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされ事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等を併せて行なうものであります。  
(新設第4条・新設第7条・変更案第11条)
- (2) 会社法第214条の規定により、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、新設するものであります。(新設第9条)
- (3) 「基準日」の規定を第3章に移設するものであります。(新設第14条)
- (4) 会社法第370条の規定により、必要が生じた場合に取締役会決議を機動的に行なうことができるよう第2項を新設するものであります。(変更案第25条)
- (5) 会社法第426条第1項及び第427条第1項の規定により、取締役、監査役並びに会計監査人が期待される役割を十分に発揮できるよう、新設するものであります。(新設第29条・新設第40条・新設第43条)
- (6) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更すると共に、旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、併せて一部表現の変更、字句の修正を行なうものであります。
- (7) 上記変更に伴い、条数の繰り下げ等を行なうものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号) 第1条 当会社は、 <u>日清医療食品株式会社</u> と称し、英文名では NISSIN HEALTH CARE FOOD SERVICE CO.,LTD. と称する。	(商 号) 第1条 (現行規程のとおり)
(目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 納食の受託業務 (2) 医療用食品の販売 (3) 食品の販売 (4) 食器、厨房機械、厨房用備品の販売及び賃貸業務 (5) 売店の経営 (6) 飲食店業 (7) 納食、弁当の配食業 (8) 一般労働者派遣事業 (9) 有料職業紹介事業 (10) 医療機関、福祉施設等の経営コンサルタント業 (11) 医療用並びに食品類の検査試薬の研究、開発、製造及び販売 (12) 不動産の賃貸及び管理業 (13) 前各号に付帯する一切の業務	(目 的) 第2条 (現行規程のとおり)
(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。	(本店の所在地) 第3条 (現行規程のとおり)
(新 設)	(機 関) 第4条 <u>当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
(公告の方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告の方法) 第5条 (現行規程のとおり)

## 第2章 株式

### (発行する株式の総数)

第5条 当会社が発行する株式の総数は、  
28,656万株とする。

(新設)

### (1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)

第6条 当会社の1単元の株式の数は、100株とする。

② 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。

(新設)

### (単元未満株式の買増し)

第7条 当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

### (基準日)

第8条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、  
28,656万株とする。

### (株券の発行)

第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。

### (単元株式数及び単元未満株券の不発行)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

② 当会社は、前条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。

### (単元未満株式を有する株主の権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

### (単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて、単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(削除)

② 本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(名義書換代理人)

第9条 当会社は、株式につき名義書換代理人人を置く。

- ② 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- ③ 当会社の株主名簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り及び買増し、届出の受理その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては、これを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株券の種類及び株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り及び買増し、届出の受理その他株式に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(新設)

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 (現行規程のとおり)

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 (現行規程のとおり)

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。

② 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第15条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第16条 当会社の取締役は、13名以内とする。

(取締役の選任方法)

第17条 取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② (現行規程のとおり)

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 (現行規程のとおり)

(取締役の選任方法)

第20条 (現行規程のとおり)

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ (現行規程のとおり)

<p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>③ 取締役社長は当会社を代表し業務を統理する。取締役副社長、専務取締役及び常務取締役はこれを補佐する。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>③ (現行規程のとおり)</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 (現行規程のとおり)</p> <p>② (現行規程のとおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 (現行規程のとおり)</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>② 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。</p>

<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 23 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>② 前条第 2 項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 24 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第 27 条 (現行規程のとおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>② 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金 100 万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 (現行規程のとおり)</p>
<p>(相談役)</p> <p>第 26 条 取締役会の決議により当会社に相談役若干名を置くことができる。</p> <p>② 相談役は当会社の重要な業務について取締役の諮問に応ずるものとする。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 27 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</p>	<p>(相談役)</p> <p>第 30 条 (現行規程のとおり)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 31 条 (現行規程のとおり)</p>

<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数<u>で行う</u>。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 29 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時まで</u>とする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 30 条 監査役は、<u>互選により</u>常勤の監査役を<u>定める</u>。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 32 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数<u>で行う</u>。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 33 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 34 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 32 条 (現行規程のとおり)</p> <p>② 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数<u>をもって行う</u>。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度</u>のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠</u>として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する時まで</u>とする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 34 条 監査役会は、<u>その決議によって</u>常勤の監査役を<u>選定する</u>。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 35 条 (現行規程のとおり)</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数<u>をもつて行う</u>。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 38 条 (現行規程のとおり)</p>
--	--

(監査役の報酬)	
第35条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。	(監査役の報酬等) 第39条 監査役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。
(新 設)	(監査役の責任免除) 第40条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ② 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
(新 設)	第6章 会計監査人
(新 設)	(会計監査人の選任方法) 第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。
(新 設)	(会計監査人の任期) 第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。
(新 設)	(会計監査人の責任免除) 第43条 当会社は、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

	<p>② 当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金6,000万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
第6章 計 算	第6章 計 算
(營業年度及び決算期)	(事業年度及び決算期)
第36条 当会社の <u>營業</u> 年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、 <u>營業</u> 年度末日を決算期とする。	第44条 当会社の <u>事業</u> 年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、 <u>事業</u> 年度末日を決算期とする。
(利益配当金)	(剩余金配当の基準日)
第37条 当会社の <u>利益</u> 配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し支払う。	第45条 当会社の <u>期末</u> 剩余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。
(中間配当)	(中間配当の基準日)
第38条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。	第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。
(配当金の除斥期間)	(配当の除斥期間)
第39条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。	第47条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

以 上